

議案第 19 号

岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について

岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「7月」を「10月」に改める。

第5条第3項中「4月、8月及び12月の3期」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 3 受給者は、規則で定める期間内に、前年の所得について市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成31年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の岩倉市遺児手当支給条例第5条第3項の規定に基づいて支払われた平成31年7月分の遺児手当は、この条例による改正後の岩倉市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による同月分の遺児手当とみなす。
- 3 平成31年8月分の遺児手当については、新条例第5条第3項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。